



狂犬病予防注射を受けましょう！



問 環境課 生活環境係 ☎0952-75-6117

狂犬病は、今なお世界中で発生している人間にも感染する恐ろしい病気です。

狂犬病予防法により生後91日以上の飼い犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

■持ってくるもの

○登録済みの場合

- ・通知はがき
- ・注射料および注射済票交付手数料
1頭あたり 3,450円

○新規登録の場合

- ・登録料、注射料および注射済票交付手数料
1頭あたり 6,450円
- ・飼主の氏名、住所、電話番号、犬の名前、種類、性別、毛の色を書いたメモ

※マイクロチップを装着している犬を新しく飼われ、市役所で飼い犬登録をされていない場合『○新規登録の場合』と同様に登録手続き、登録料がかかります

■令和8年度狂犬病予防注射日程

実施日	実施時間	場所
4月11日(土)	9時～10時	納所会館
	11時～12時	東多久公民館
	13時30分～15時00分	旧保健センター
4月15日(水)	9時～10時	南多久公民館
	11時～12時	旧保健センター
	13時30分～14時30分	筋原公民館
4月18日(土)	9時～10時	多久公民館
	11時～12時	西多久公民館
	13時30分～14時00分	宮ノ浦公民館

※実施時間の前半は非常に混雑します

※上記日程で受けられない場合は、動物病院で注射を受けてください。その際は、注射後病院で発行される「狂犬病予防注射済証」をお持ちになり、環境課生活環境係へ届け出てください

お知らせ

農作物被害防止のため、カラスなどの市内一斉駆除を実施しています



問 農林課 農政係 ☎0952-75-4825

多久市では、カラス、イノシシなどによる農作物被害防止のため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。有害鳥類（カラスなど）市内一斉駆除の日程と有害鳥獣の駆除期間は、次のとおりです。

■対象 カラス、ドバト、カモ、イノシシ、アナグマ、アライグマ

■期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

■方法 銃器、ワナによる捕獲

■区域 市内一円（特定猟具使用禁止区域、官行造林区域、鳥獣保護区、休猟区除く）

■注意 万が一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときは、目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、周囲に分かるように心掛けてください。

伝書鳩など飼養されている人は、有害鳥類（カラスなど）市内一斉駆除日には放さないでください。

■有害鳥類（カラスなど）市内一斉駆除日

地区	日程	時間
全域	4月19日(日)	6時～9時
納所地区のみ	※5月24日(日) 31日(日)	
全域	6月21日(日)	5時30分～8時30分
	7月26日(日)	6時～9時
	8月30日(日)	
	9月27日(日)	
	10月18日(日)	6時30分～9時
11月1日(日)		

※5月頃の納所地区に関しては、びわの収穫時期に合わせて日付を変更する場合があります。その際は、放送、防災メールでお知らせします